

改修前

STEP1 相談
利用者→介護支援専門員、住環境コーディネーターに相談

STEP2 事前確認
必要に応じて、高齢者支援課へ事前相談

STEP3 宮古島市へ書類提出（着工前）
※着工前に提出しないと、支給対象になりません！
★は必須書類
☐ ★介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修事前申請書
☐ ★住宅改修が必要な理由書（P1、P2）
☐ ★見積書、内訳書
☐ ★図面（改修前、改修後）
☐ ★改修前の写真
☐ ★カタログ
☐ ★被保険者証・負担割合証の写し
☐ 住宅所有者の承諾書（本人所有の住宅の場合は不要）
☐ ケアプラン第1表～第4表の写し（ケアプランがある場合は提出）

市の書類審査後に、承認の連絡を電話にて行います。

STEP4 住宅改修実施

改修後

償還払い申請の場合

STEP5 宮古島市へ書類提出（改修後）
★は必須書類
☐ ★住宅改修支給申請書
☐ ★請求書
☐ ★請求内訳書
☐ ★領収証の写し（原本は窓口で確認）
☐ ★改修前と改修後の比較写真
☐ ★被保険者名義の通帳の写し
☐ 住宅改修工事変更届（変更があった場合のみ提出）

STEP6 住宅改修費の支給
被保険者本人名義の口座に振込（受付月の翌月末日）

受領委任払い申請の場合

STEP5 宮古島市へ書類提出（改修後）
★は必須書類
☐ ★住宅改修支給申請書（受領委任払用）
☐ ★請求書
☐ ★請求内訳書
☐ ★領収証の写し（原本は窓口で確認）
☐ ★改修前と改修後の比較写真
☐ 住宅改修工事変更届（変更があった場合のみ提出）

STEP6 住宅改修費の支給
事業者登録のある事業者口座に振込（受付月の翌月末日）